

広島県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年六月七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	福山市駅家町大字近田四三二番四地先から福山市新市町大字戸手三八〇番一地先まで	平成十九年五月二十四日